

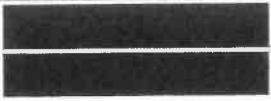
使用前検査申請書

廃炉発官R 4 第16号
令和4年4月22日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項
の規定により、次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置 又は変更の工事に係る工場 又は事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉 施設の概要	福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備 主要配管* 窒素封入ラインの一部 ※ 実施計画 II.2.2.2 表2.2-1 主要配管仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和3年11月11日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験を することができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和4年 6月 20日 至 令和4年 10月 31日
検査を受けようとする場所	 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 構内
申請に係る発電用原子炉施設 の使用の開始の予定時期	令和4年 11月 30日

工事の工程に関する説明書

年月	令和3年		令和4年									
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
原子炉格納容器内 窒素封入設備	▼							☆	☆
		—										△

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

████████████████████ : 非管理区域
████████████████████ : 非管理区域

福島第一原子力発電所
免震重要棟 : 非管理区域
2号機 タービン建屋内 : 管理対象区域
2号機 原子炉建屋内 : 管理対象区域

別添－ 1 : 福島第一原子力発電所構内 検査場所図

別添－ 2 : 検査系統概略図

以 上

